

# 地方創生に実践型地域雇用創造事業をご活用下さい

実践型地域雇用創造事業は、雇用機会が不足している地域がそれぞれの地域特性を活かし、創意工夫を凝らして雇用を生み出す取組を支援する委託事業です（最大3年度間、年間上限2億円）。当該事業において平成24～26年度に1.5万人（見込み含む）の雇用を創出しました（1人当たり費用約73万円）。

地方公共団体はまち・ひと・しごと創生法により、平成27年度中に地方版総合戦略を策定することとされていますが、雇用に係る目標を設定し、成果を上げることには経験や工夫も必要です。

厚生労働省の実践型地域雇用創造事業は労働局やワーキングチームの支援を受けながら実施できる、しごと創生のパッケージであることから、積極的な活用をご検討ください！

## まち・ひと・しごと創生に関する政策検討の原則 （「まち・ひと・しごと創生」政策5原則）

### (1) 自立性（自立を支援する施策）

地方・地域・企業・個人の自立に資するものであること。この中で、外部人材の活用や人づくりにつながる施策を優先課題とする。

### (2) 将来性（夢を持つ前向きな施策）

地方が主体となり行う、夢を持つ前向きな取り組みに対する支援に重点をおくこと。

### (3) 地域性（地域の実情等を踏まえた施策）

国の施策の「縦割り」を排除し、客観的なデータにより各地域の実情や将来性を十分に踏まえた、持続可能な施策を支援するものであること。

### (4) 直接性（直接の支援効果のある施策）

ひと・しごとの移転・創出を図り、これを支えるまちづくりを直接的に支援するものであること。

### (5) 結果重視（結果を追求する施策）

プロセスよりも結果を重視する支援であること。このため、目指すべき成果が具体的に想定され、検証等がなされるものであること。

## 実践型地域雇用創造事業

### (1) 該当！

⇒地元人材の育成、地元企業の事業展開支援、地域ブランド力の向上等により、実践事業終了後も事業を継続することが想定される自立に資する事業であること。

### (2) 該当！

⇒地域経済の活性化を目指し、地域関係者が知恵を出し合い、地域振興による雇用創出に主体的に取り組む事業であること。

### (3) 該当！

⇒地域の実情に即し、地域の特産品や資源を活かし、創意工夫を凝らして取り組む事業であること。

### (4) 該当！

⇒地域関係者が知恵を出し合いながら、「ひと」と「しごと」の創生に直接的に取り組む雇用創出効果の高い事業であること。

### (5) 該当！

⇒事業実施により期待される雇用創造効果について、具体的な数値目標を設定し、事業終了後に評価、検証する事業であること。

# 「若者応援宣言企業」になりませんか？

## 「若者応援宣言企業」とは・・・

一定の労務管理の体制が整備されており、若者(35歳未満)のための求人を提出し、若者の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小企業を「若者応援宣言企業」として、都道府県労働局・ハローワークが積極的にPR等を行う事業です。

一定の労務管理体制

積極的に若者(35歳未満)を採用・育成

詳細な企業情報・採用情報を公開

若者応援宣言企業

ハローワークが積極的に御社をPR!!

## 「若者応援宣言企業」になると、どんなメリットがあるの？

1	若者の職場定着が期待できます	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2	御社の魅力をアピールできます	都道府県労働局のホームページで、就職関連情報も含めたPRシートを公表しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加機会が増えます	就職面接会などの開催について積極的にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援宣言企業」を名乗ることができます	「若者応援宣言企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。(※1)

(※1) ただし、「若者応援宣言企業」を宣言できる期間は原則、宣言した日が属する年度の末日までです。継続して「若者応援宣言企業」を宣言する場合は、改めて求人等を提出し、宣言基準の確認を受けてください。

## どんな企業が「若者応援宣言企業」になることができるの？

次の1から7の基準(宣言基準)をすべて満たす中小企業であれば、宣言できます。

1	学卒求人(※2)など、若者対象のいわゆる正社員求人(※3)をハローワークに提出すること
2	「若者応援宣言企業」の事業目的に賛同していること
3	右の就職関連情報を開示していること <ul style="list-style-type: none"> <li>社内教育、キャリアアップ制度等</li> <li>過去3年度分の新卒者の採用実績及び定着状況</li> <li>過去3年度分の新卒者以外の正規雇用労働者(35歳未満)の採用実績と定着状況</li> <li>前年度の有給休暇および育児休業の実績</li> <li>前年度の所定外労働時間(月平均)の実績</li> </ul>
4	労働関係法令違反を行っていないこと
5	事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
6	新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと
7	助成金の不支給措置を受けていないこと

(※2) 大卒等求人については、「既卒3年まで応募可」であることが必要です。

(※3) 正社員とは、雇用期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同程度の社員をいいます。

派遣求人(特定労働者派遣求人は除く)や請負求人は、本事業の趣旨・目的に沿わないため対象外となります。



# 「若者応援宣言企業」になるまでの流れ

## ① 求人提出

ハローワークに  
学卒求人・一般求人を提出

※期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同程度のいわゆる正社員求人の提出が必要です。さらに、必要な経験が「不問」であることも必要です。

## ② 「宣言基準」の確認

- 事業目的に賛同していること
- 就職関連情報を開示していること
- 労働関係法令違反を行っていないこと

※宣言書などによって「宣言基準」を確認させていただきます。

ほか

## ③ 若者応援宣言

「若者応援宣言企業」求人として公開

- 都道府県労働局のホームページに「若者応援宣言企業」として企業名や就職関連情報を掲載します。
- 宣言された日から原則、その日が属する年度の末日まで「若者応援宣言企業」の名称を使用できます。

※事前に、厚生労働省及び都道府県労働局のホームページ内のチェックリストで自社の宣言基準の確認をすることができます！

## 事業所PRシート（記載例）

このような情報が都道府県労働局のホームページに掲載されます。

事業所番号	1234-567890-2
事業所名	(フリガナ) まるまるこうぎょう (株) ○ ○ 工業
所在地	□□県△△市○○町 1-2-3

①社内教育・キャリアアップ制度等	入社後は先輩社員が担当として就き、OJTを通して丁寧に指導します。スキルアップのために2ヶ月に1回程度で社内勉強会も実施しています。			
②新卒者の採用実績及び定着状況		25年度	24年度	23年度
	採用人数	2	2	1
	うち在籍人数	2	1	1
③新卒者以外の正規雇用労働者（35歳未満）の採用実績及び定着状況		25年度	24年度	23年度
	採用人数	2	1	1
	うち在籍人数	2	1	0
④有給休暇の取得実績	10 日／年 (有休休暇取得総日数／正社員数)			
⑤育児休業の取得実績	(男性) 50% / (女性) 100% (男性: 育児休業取得者数 / 配偶者が出産した者の総数) (女性: 育児休業取得者数 / 出産した者の総数)			
⑥所定外労働時間(月平均)	20 時間			
⑦社長や先輩社員からのメッセージ	当社には若い人も多く、活気があります。社内は年齢・役職関係なくコミュニケーションが活発ですので、すぐに溶け込むことができます。実務経験がなくても周りの先輩社員に尋ねることができるため、経験のある・なし問わず当社の業務内容に興味をもっていただいた方は、ぜひお越しください。社員一同お待ちしております!!			
⑧求める人材・選考基準	製造業に関心があり、フットワークが軽く、チームワーク重視としている人			
⑨福利厚生制度	新婚旅行休暇 (1週間)			
⑩職場の風景画像	( (有) ・ 無 ) ( (可) ・ 否 )			
⑪インターンシップの受入れの可否	・ 受入可能時期 : 8月から9月中で5日間 ・ 受入人数 : 2人 ・ 実施できる内容 : 製造ラインの軽作業・補助			
⑫職場見学・職場体験の受入れの可否	( (可) ・ 否 ) ・ 受入可能時期 : 8月から9月中 ・ 受入人数 : 2人 ・ 実施できる内容 : 製造ラインの見学、軽作業・補助			
⑬出張講話の可否	( (可) ・ 否 )			
⑭その他	製造に興味のある方は職場見学でも結構ですので、ぜひお越しください。			

※「インターンシップ」や「職場見学・職場体験」の受入れを可能とPRいただいた事業所には、後日、ハローワーク等からご相談の連絡をさせていただく可能性があります。

貴社と若者との接点を増やし、相互理解の促進のために職場体験等の実施を、ぜひご検討下さい。



詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

(H26.1)